

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会事務局布告第 Sor. 1/2567 号 業種 7.3 低所得者向け住宅事業への投資奨励
について

仏暦 2567 年（2024 年）3 月 15 日付投資委員会事務局布告第 Sor. 1/2567 号「低所得者向け住宅事業の促進」に基づく事業分類 7.3 低所得者向け住宅事業への投資奨励を明確にするため、事務局は以下の通り説明書を出す。

第 1 項 投資奨励の申請

- 1.1 新規事業でなければならない。もし、既に実施されているプロジェクトの場合、投資奨励を申請するプロジェクトの収益がまだ発生していない旨の書類を提出しなければならない。
- 1.2 定められた条件に該当する住宅が住宅戸数全体の 80%以上であること。
なお、住宅戸数はプロジェクト全体に基づき計算しなければならない。

第 2 項 収益認識基準

被奨励者は、法人所得税免除の恩典を受けるため、収益認識を一つの方法のみ選択することができる。投資奨励の申請時点において収益を認識する方法を選ばなければならない。また、選択した方法に従い以下に定める資料を示さなければならない。

方法 1 収益全額の計上（譲渡日）

売買契約に付随する土地局が発行した譲渡手数料の領収書の日を最初の収益があった日と規定する。

方法 2 完了した作業の割合に応じて収益を計上

プロジェクトの建設費として記録された経費支払いの最初の領収書を最初の収益があった日と規定する。

方法 3 支払予定の分割払いに基づく計上

最初に販売された住宅の売買契約による価格の 20%の前払い金を受け取った領収書の日付を最初の収益があった日と規定する。

第3項 土地所有権

被奨励者は投資奨励書が発行される前に、建設に使用する土地の所有権を取得しなければならない。

第4項 実施状況の検査

4.1 実施状況の検査段階において、被奨励者は、全ての条件を満たしたプロジェクト全体の80%以上の住居を自然人に販売、譲渡した資料を提示しなければならない。

4.2 係員は、被奨励者が選択した方法に従い、投資奨励の申請時に提出した書類、財務諸表および会計書類により最初の収益を得た日を検査する。

以上のとおり通知する。

投資委員会事務局

仏暦 2567 年（2024 年）4 月 24 日